

議案第 87 号

三朝町過疎地域自立促進計画について

三朝町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 22 年 9 月 13 日

三朝町長 吉 田 秀 光

# 三朝町過疎地域自立促進計画

(期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

# 目 次

1 . 基本的な事項	
( 1 ) 町の概況 . . . . .	1
( 2 ) 人口及び産業の推移と動向 . . . . .	2
( 3 ) 町行財政の状況 . . . . .	6
( 4 ) 地域の自立促進の基本方針 . . . . .	8
( 5 ) 計画期間 . . . . .	8
2 . 産業の振興	
( 1 ) 現状と問題点 . . . . .	9
( 2 ) その対策 . . . . .	10
( 3 ) 計画 . . . . .	12
3 . 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
( 1 ) 現状と問題点 . . . . .	12
( 2 ) その対策 . . . . .	14
( 3 ) 計画 . . . . .	16
4 . 生活環境の整備	
( 1 ) 現状と問題点 . . . . .	17
( 2 ) その対策 . . . . .	18
( 3 ) 計画 . . . . .	19
5 . 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
( 1 ) 現状と問題点 . . . . .	20
( 2 ) その対策 . . . . .	21
( 3 ) 計画 . . . . .	22
6 . 医療の確保	
( 1 ) 現状と問題点 . . . . .	22
( 2 ) その対策 . . . . .	23

7. 教育の振興

- (1) 現状と問題点 . . . . . 2 3
- (2) その対策 . . . . . 2 4
- (3) 計画 . . . . . 2 6

8. 地域文化の振興等

- (1) 現状と問題点 . . . . . 2 6
- (2) その対策 . . . . . 2 7
- (3) 計画 . . . . . 2 7

9. 集落の整備

- (1) 現状と問題点 . . . . . 2 7
- (2) その対策 . . . . . 2 8
- (3) 計画 . . . . . 2 8

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

- (1) 現状と問題点 . . . . . 2 8
- (2) その対策 . . . . . 2 8
- (3) 計画 . . . . . 2 9

# 1 . 基本的な事項

## ( 1 ) 町の概況

### 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

三朝町は、鳥取県の中央部に位置し、東西 24 km、南北 19 kmで総面積 233.46 km<sup>2</sup>の広い面積を有している。地区内には、1 級河川天神川とその支流である三徳川、小鹿川及び加茂川が流れ、南部は岡山県に接する地域でその約 90%を山林原野が占めている。

地域の主な産業は、農林業と観光業である。農林業での生産は主に、米、梨であるが、農林家一戸当たりの経営規模は零細で、その所得は県平均を下回っている。

また、専業の農林家は年々大幅に減少し、兼業化が進んでいる（特に第 2 種兼業化が進行。）近年、集落営農・農業法人の設立などにより徐々に農業に対する活気を取り戻しつつあるものの、農林家の農林業所得の割合は依然として低迷している。

一方、観光業は三朝温泉、史跡及び名勝三徳山及び名勝地小鹿溪などの観光資源を有しているが、近年の経済情勢等から宿泊者数も年々減少、ピーク時の平成 8 年に比べ約 20 万人減少し、現在では約 35 万人となっている。

### 町における過疎の状況

本町の人口は、昭和 30 年をピークに年々と減少。特に昭和 30 年代後半からの経済の高度成長に伴い、人口流出が増加し、出生児数の減少とあいまって、次第に過疎化現象が生じてきた。

昭和 35 年の総人口 10,951 人を基準にすると、昭和 40 年 10,005 人（ 8.6%）、昭和 50 年 8,785 人（ 19.7%）、昭和 60 年 8,880 人（ 18.9%）、平成 7 年 8,356 人（ 23.7%）、平成 17 年 7,509 人（ 31.4%）と大幅に減少している。

昭和 50 年以降は、町全域としての減少傾向は一応止まっているものの町内山間部地域において、若年層の人口流出があったため、その結果、集落としての機能は低下し、著しい高齢化を招いている。このため、地域での次世代への継承が困難をきたしており、これまで町道を中心とする道路網の整備、上下水道等の生活環境の整備、観光施設の整備など種々の施策を講じてきたものの、生活水準及び生産機能は、平野部地域と比較しても格差があり、十分な成果が上がっているとはいえない状況にある。

さらに、近年の経済不況により、都市部での若者の就職難や団塊世代の退職後のスローライフを求めて、緑豊かなふるさとでの生活指向が強まっている中であっても、UJIターン現象の進展はあまりみられない。このことは、生活利便性が他地域に比較して依然として低位にあり、また、就業機会が都市部に比べ、少ないことなどに起因するもので、地域産業の振興施策が重要である。

## 社会経済的発展の方向の概要

産業別人口の動向では、昭和 35 年以降第一次産業人口は減少を続け、昭和 60 年代には第三次産業が昭和 35 年の第一次産業に占める割合とほぼ逆転している。このことは、そのまま人口の減少に連動し、いわゆる高度成長時代の産業構造の変化に影響を受けている。繁栄していた農林業の衰退がそのまま数字に表れた結果となっている。

その後も、水田農業政策による影響等により、第一次産業から第二、三次産業へ人口はさらに移行し、平成 12 年の第一次産業の人口は 2 割に満たない比率となり、農林業は高齢者が支えるものとなった。今も続く高齢従事者主体の農業では、経営規模や農産物の生産振興に結び付かないのが現状である。

第二次産業は、道路建設や農業基盤整備などその時々大きな事業により平成 7 年頃までは、ほぼ安定的に就業人口を保ちながら推移していたが、近年の厳しい財政状況の中で、公共事業の見直しや事業費の削減等を余儀なくされ、公共事業の減少から近年では就業人口が減少傾向にある。

一方、主に倉吉市内など町外へ通勤している第三次産業の就業者数は増加傾向にある。道路整備による日常生活圏の拡大は、住民の日常生活の広域化をもたらし、本町では、倉吉市を始めとする近隣市町との経済的な結び付きが強まり、こうした地域への通勤者も徐々に増加してきた。

ただし、第三次産業の人口増加に反し、本町の旅館、商業など観光産業の業績は、昨今の経済不況などにより衰退傾向にある。これまでも観光、レクリエーション施設等の整備は進めてきたが、多くの自然、文化資源を有している本町は、これらの資源を活用し、国内及び外国人旅行者を積極的に誘致するなど、より一層観光地の活力を高める努力が求められている。

地域社会においては、人口減少と併せて少子高齢化が進行して地域力は低下しつつあったが、「地域でできることは地域で」をねらいに平成 18 年、「三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例」を制定。少子高齢化による集落存続と地域力の低下による危機意識の高まりの中で、住民の主体的なまちづくりへの機運が高まり、地域協議会が相次いで発足。様々な地域活動が活発化しつつある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、国勢調査によると昭和 30 年の 11,372 人（昭和 35 年の 10,951 人）をピークに、昭和 50 年には 8,785 人、昭和 60 年には 8,880 人、平成 2 年には 8,700 人、平成 7 年には 8,356 人、平成 12 年には 7,971 人、平成 17 年には 7,509 人となっている。

増減率では、昭和 45 年までの 8.5% 台の高い減少率から昭和 50 年以降は 0.2% 減と減少傾向に歯止めがかかり、低い水準で増減を繰り返していたものの、平成に入ってから今日まで、ほぼ 5% 台の減少率で人口が減少し続けている。

地区別にみると山間部地域においては、人口減の要因となっていた若年層が流出、また平野

部地域においては若干の増加傾向を示していることがうかがえものの、今後、教育環境の利便性や就業機会を求め、平野部地域においても都市部への人口流出傾向は強まるものと予測される。

一方、本町人口の年齢構成は、昭和 35 年時点では、底辺の広い安定した形を示しているもののその後は、若年層の流出、出生率の減少が続き、0～14 歳層が著しく減少し、逆に 65 歳以上が増加している。本町の高齢者比率は、昭和 35 年 9.5%、昭和 60 年 17.9%、平成 12 年には 28.9%、平成 17 年 30.8%となり、県平均、全国平均を大きく上回り高齢化が著しい勢いで進行してきたことがわかる。

産業別人口の動向は、表 1 - 1 (3) のとおりであるが、人口の減少とともに就業者人口も減少し、昭和 35 年の産業別就業人口比率は第一次産業が 63.45%、第二次産業は 10.43%、第三次産業が 26.12%であったが、近年の平成 17 年には第一次産業が 18.3%と大幅に減少し、就業者の大半は高齢者で占められている。近年、第二次・第三次産業の大半は第一次産業との兼業者となっている。

今後も、産業別就業者人口に大幅な変動はないものの、第一次産業・第二次産業の就業者は減少し、第三次産業への就業者が増加するものと思われる。

表1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,951	人 10,005	% 8.6	人 9,157	% 8.5	人 8,785	% 4.1	人 8,771	% 0.2
0歳～14歳	3,317	2,667	19.6	2,021	24.2	1,655	18.1	1,608	2.8
15歳～64歳	6,592	6,220	5.6	5,900	5.1	5,752	2.5	5,707	0.8
うち15歳～29歳	2,230	1,816	18.6	1,578	13.1	1,618	2.5	1,495	7.6
65歳以上(b)	1,042	1,118	7.3	1,236	10.6	1,378	11.5	1,456	5.7
(a)/総数 若年者比率	% 20.4	% 18.2	-	% 17.2	-	% 18.4	-	% 17.0	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.5	% 11.2	-	% 13.5	-	% 15.7	-	% 16.6	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 8,880	% 1.2	人 8,700	% 2.0	人 8,356	% 4.0	人 7,971	% 4.6	人 7,509	% 5.8
0歳～14歳	1,665	3.5	1,582	5.0	1,322	16.4	1,060	19.8	910	14.2
15歳～64歳	5,623	1.5	5,289	5.9	4,958	6.3	4,607	7.1	4,285	7.0
うち15歳～29歳	1,323	11.5	1,159	12.4	1,141	1.6	1,156	1.3	1,033	10.6
65歳以上(b)	1,592	9.3	1,829	14.9	2,076	13.5	2,304	11.0	2,314	0.4
(a)/総数 若年者比率	% 14.9	-	% 13.3	-	% 13.7	-	% 14.5	-	% 13.8	-
(b)/総数 高齢者比率	% 17.9	-	% 21.0	-	% 24.8	-	% 28.9	-	% 30.8	-

表1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 8,206	-	人 7,925	-	% 3.4	人 7,431	-	% 6.2
男	3,907	% 47.6	3,768	% 47.5	3.6	3,518	% 47.3	6.6
女	4,299	% 52.4	4,157	% 52.5	3.3	3,913	% 52.7	5.9

表1 - 1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,915	人 5,484	% 7.3	人 5,320	% 3.0	人 5,096	% 4.2	人 5,140	% 0.9
第1次産業 就業人口比率	% 63.45	% 55.47	-	% 38.18	-	% 31.87	-	% 24.90	-
第2次産業 就業人口比率	% 10.43	% 9.21	-	% 17.10	-	% 20.43	-	% 26.00	-
第3次産業 就業人口比率	% 26.12	% 35.32	-	% 44.72	-	% 47.70	-	% 49.10	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 5,209	% 1.3	人 4,971	% 4.6	人 4,748	% 4.5	人 4,337	% 8.7	人 4,067	% 6.2
第1次産業 就業人口比率	% 23.60	-	% 20.50	-	% 20.30	-	% 18.10	-	% 18.30	-
第2次産業 就業人口比率	% 25.30	-	% 26.80	-	% 26.40	-	% 24.60	-	% 21.00	-
第3次産業 就業人口比率	% 51.10	-	% 52.70	-	% 53.20	-	% 57.10	-	% 60.70	-

### (3) 町行財政の状況

経済危機による景気の落ち込みは大きく、国の数次にわたる景気対策により改善の兆しが見えてきたものの回復基調までには至らず、景気の先行きは依然として不透明な状況にあるといえる。

平成 21 年度決算で見ると、地方財政計画による普通交付税の増により一般財源は前年を上回る額を確保できたが、臨時的な措置と合わせて地方交付税の財源不足を臨時財政対策債で補てんしている状況や、高齢化などによる扶助費、介護保険・後期高齢者医療保険事業などの経費の増高が見込まれるため、引き続き厳しい財政運営となると見ている。

表 1 - 2 (1) 三朝町財政の状況 (普通会計決算の状況) (単位: 千円・%)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 20 年度
歳入総額 A	5,125,206	4,293,669	4,290,269
一般財源	3,191,338	2,538,544	2,681,051
国庫支出金	148,482	172,634	226,934
都道府県支出金	607,613	559,332	359,557
地方債	379,759	345,200	223,000
うち過疎債	-	-	-
その他	798,014	677,959	799,727
歳出総額 B	5,001,334	4,200,871	4,209,160
義務的経費	1,907,970	1,826,012	1,915,399
投資的経費	955,854	515,527	235,878
うち普通建設事業	910,084	418,498	228,743
その他	2,137,510	1,859,332	2,057,883
過疎対策事業費	-	-	-
歳入歳出差引額 C(A - B)	123,872	92,798	81,109
翌年度へ繰越すべき財源 D	7,547	28,964	8,785
実質収支 C - D	116,325	63,834	72,324
財政力指数(単年度)	0.276	0.293	0.282
公債費負担比率(単年度)	18.2	19.5	19.5
実質公債費比率(3カ年平均)	-	16.6	20.5
起債制限比率(3カ年平均)	10.4	12.2	13.7
経常収支比率(単年度)	82.4	92.8	92.5
将来負担比率(単年度)	-	-	90.1
地方債現在高	4,842,898	5,768,836	4,667,320

表 1 - 2 ( 2 ) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末
市町村道					
改良率 (%)	4.27	33.20	43.18	54.15	59.59
舗装率 (%)	5.70	36.30	74.07	82.10	83.69
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	17.41	21.75	19.15	11.70	18.89
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	1.75	2.89	2.33	3.31	3.84
水道普及率 (%)	73.33	88.00	98.85	99.65	99.74
水洗化率 (%)			10.41	59.68	87.28
人口千人当たり病院、診療所の病床数	-	-	36.78	40.14	34.71

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

平成 17 年に、分権型行政社会に対応し得る三朝町を自らの力で構築する決意をし「三朝町の自立に向けた変革のための行動計画」を指標として、町の元気の源を地域として、観光や農林業などの主要産業の対策や、住環境改善、地域情報基盤の格差是正の対応、道路網の整備、地域活動の充実、地域の将来を担う子ども達の育成など、自立する町を目指してきたところである。

町では、集落機能の弱体化、少子高齢化の進行などの課題を抱える中で、地域間交流の拡大、定住の促進、情報通信の発達、地球温暖化対策等の新たな施策の推進に取り組むものとする。

また、近年観光ニーズにおいて過疎地域の豊かな自然環境、伝統文化などの魅力が高まり、田舎の魅力が見直されてきていることなどから、価値観の多様化等、時代の潮流に、適応する態勢の構築を図る。

平成の大合併が推進される中で、単独町政の選択において制定した「三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例」は、地域自治を発展させ、自主自立型のまちづくりを目指すものである。町民主役のまちづくりを目標に、行政と地域協議会、住民がその役割を分担しながら、地域の持続的な発展に向けて、個性を保持しながら、互いに尊重し合う積極的な参画を促進する取り組みを、引き続き強力に推進することが必要である。

また、事務事業の共同化、広域化は行政事務の専門化への対応、効率化に向けて連携して取り組まなければならない時代に突入している。環境、農林業の振興、事務改善による経費削減など、圏域を問わない広域レベルでの課題に取り組むべきである。

三朝町では、第 10 次三朝町総合計画を次世代の希望と町民の融和、そして積極的な参画により「やさしく・あたたかく・人が輝くまち みささ」を目指し町政の推進にあたる。

#### (5) 計画期間

計画期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

## 2. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア. 農業

本町の農業は、米を中心とした果樹、畜産、特用林産物等を組み合わせた複合経営であるが、その経営規模は零細であり、一部の専業農家を除き、農業外収入に依存しながら農業に従事する農家が大半を占めている。昭和 50 年代には、農業における経営規模の拡大と機械化を目指し、水田の基盤整備を皮切りに酪農団地や果樹団地の造成に着手し、規模拡大による自立した農業経営者の育成を図ってきた。

近年では、農業の構造改善に取り組んだ世代から次代を担う後継者へバトンタッチをする時期を迎えているが、農産物価格の低迷、経営見通しの不透明感などから、十分な農業従事者を確保することが困難となっている。また、担い手の高齢化と農業従事者の減少から発生する農地の遊休化対策として、集落営農の推進、認定農業者への農地の集積を推進するなどの農業振興策を図る必要がある。

#### イ. 林業

本町の林業は、町面積の約 90%を山林原野が占めるなかであって、三朝町のまちづくりの大きな柱のひとつと位置づけられている。このことは、21 世紀が環境の時代といわれるなかで、豊かな森林資源をどう活かし町益につなげていくのか、森林の現状把握と綿密なアクションプランが求められる。

農業同様、生産基盤の近代化を図るため、その基幹となる林道網の整備を進めており、鳥取県中部森林組合を中心とする計画的な施業計画に基づく森林施業が展開されているが、急峻な地形とも相まって、未整備森林も相当残っており、林業家の世代交代とともに森林の境界等が継承されない恐れもある。

また、森林作業に従事する労働者の確保も急務であり、雇用情勢が不安定な情勢のなかでは、人材の確保に向け、思い切った対策を講じる必要がある。

#### ウ. 商工業

商工業は、いずれも小売業が主体の中小企業体である。商業については、過疎化による購買力の減少、魅力的な商業空間の欠如、急速な ICT（情報通信技術）の普及による販売形態の多様化など、これらの消費者ニーズへの対応不足、さらには、近隣市街地（倉吉市、鳥取市）における大型店の郊外進出によって、競争の激化が進み、商店経営は苦しい状況である。併せて、経営者の高齢化に伴う経営意欲の減退などが重なり、町内の商店街の活性化のためには、差別化された消費者ニーズに応える商業基盤の見直しが必要である。

工業においては、若者の都市部への流出など若年労働者の不足傾向は依然としてあるものの、製造業においては、回復の兆しが見られるところであるが、若者の職業選択が多様

化し、若者に魅力ある企業づくりも必要となっている。昨今の経済不況などもあり中小企業において厳しい雇用環境にあるが、企業が立地しやすい環境条件の整備を行い企業誘致を行う必要がある。

## エ．観光

農業とともに本町の基幹産業の1つである観光は、世界有数のラジウム温泉により温泉観光地として、ピーク時の平成8年には約55万人の温泉宿泊客があった。国民の労働条件の改善などにより余暇時間は増えたものの、今日の経済不況から消費は冷え込み、平成21年には約35万人と減少している。

国宝、重要文化財を有し世界遺産への登録を推進する三徳山のほか、町固有の自然や歴史資源及び恵まれた温泉資源の多目的利用を図ることが求められている。

## (2) その対策

### ア．農業

昭和50年から平成初期にかけて実施した農業生産基盤の整備は、山間地域における農地の生産性を飛躍的に向上させたが、就農することへのマイナスイメージを払拭するまでには至っていない。社会・経済情勢の変化に伴い、少数ではあるが若手や団塊の世代を中心に就農に対する相談が増えており、営農指導や技術指導体制を整備することでこれらのニーズに的確に応え、芽生えた担い手を大切に育てたい。

大規模水田農業や果樹、畜産部門の専業農家から小規模米づくり農家までその状況は千差万別であるが、JA鳥取中央や鳥取県と連携し、農家のステージにあった支援体制を整備し、レベルの高い情報提供に努めることにより、地域の特性を生かした営農環境を構築することで新しい担い手の確保につなげたい。

兼業農家については、米づくりや地産地消野菜・果樹等を組み合わせた複合経営を推進し、美味しい三朝米の振興や、野菜等の多品目少量生産による直売体制の推進など、農業への取り組みが生産者の物心両面において生活を豊かにできる手段となるよう推進していく。

### イ．林業

土砂崩壊防止、水源かん養、地球規模での気候の安定化など森林の持つ多面的な機能を維持し、森林資源の有効活用を図るため、森林施業計画等基本方針の充実を図り、国や県の助成制度を活用した地域林業の振興を図ることとする。

本町における人工林の齢級構成は、面積で見ると標準伐期齢の40年生(8齢級)を越える林分が65%と増えてきており、従来の保育を中心として施業に加え伐期齢に達した森林の有効活用を視野に入れながら、以前にもまして計画的な森林施業が必要となっている。特に森林施業の集約化は、森林整備を進める上で、重要な取り組みであることから施業の

集約化に対する意識の醸成と森林施業計画との整合性を図りながら効率的に森林整備を行う。

さらに、幹線林道から延びる作業道など路網整備の充実や森林施業の共同化、団地を構成する林家の意識改革など、将来を見据え次代につながる取り組みを展開していく。

また、森林作業の受け皿となる森林組合等林業事業者を育成するため、地域や行政機関との連携による事業量の確保を目指し、経営の多角化・協業化等を推進するなかで経営基盤を強化し、魅力的な職場環境・労働条件を達成することにより林業従事者の確保と養成に努める。

#### ウ．商工業

国道 9 号、179 号、313 号等の道路網整備により、住民の日常生活や通過交通などは著しく変化しており、時代の流れと地域住民に密着した商工業経営が要求されている。このため、商工会と連携し、経営改善や人材育成に努めるとともに、個店の魅力づくりを促進する。

また、UJI ターン労働力の受け皿の整備や異業種間交流を活発化させ、既存企業の活性化を図るとともに、地域環境にマッチした優良企業の誘致に努める。

#### エ．観光

観光ニーズが成熟化し、その地域ならではの魅力が求められているなか、町内にある観光資源を連携させ、体験型ツーリズムの商品化を行うなど、過疎地域の振興につなげる観光振興を図る。三朝温泉を核とした観光の総合力を高めること、世界屈指のラジウム温泉の健康、癒しの効果を活用した新たな湯治メニューの充実に努める。

また、近年外国人観光客の人数も年々増加してきていることから、外国人旅行者への対応をするためインフォメーション機能の充実へも力を注いでいく必要がある。

### (3) 計画

本計画において、産業その他の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	三朝温泉観光拠点施設整備事業 (外国人旅行者案内の機能整備)	町
		ふるさと健康むら整備事業(1ha)	町
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	三朝町次世代農業担い手育成事業 内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させるため、意欲ある新規参入者を育成するための農業塾を開設する。 必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・販売活動を通じて衰退する地域の活性化につなげる。 効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と荒廃農地対策を図ることができる。	町
(10) その他	グリーンサービス出資金 (第三セクター 農業生産法人)	町	

## 3 . 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

### (1) 現況と問題点

#### ア．幹線道路整備

地域の経済発展と住民の生活、文化の向上を図る上で道路の果たす役割は大きく、その機能を十分に発揮するためには、適正な道路網の整備と管理が必要である。本町の道路の現況は、国道 179 号線、482 号線を幹線として、主要地方道 4 路線と一般県道 10 路線の計 16 路線で全体の骨格を形成し、町道がこれら国、県道と集落を結ぶ補助的な役割を果たしている。道路整備需要が増大する中で、車両交通整備の円滑化と道路利用者相互の安全確保のためにも、幹線道路の整備は緊急を要する課題である。

#### 国 道

本町を走る国道は 2 路線ある。これらの路線は、県中部と山陽、京阪神とを結ぶ主要路線として位置づけられている。179 号線、482 号線ともに、町内、町外区間の改良が進められ、従前にも増して時間短縮と安全通行が確保されることと思われる。しかし、歩道改良、幅員拡張など未だ整備区間があることから、引き続き道路改良、整備は必要である。

### 主要地方道

町内の主要地方道は、鳥取鹿野倉吉線、三朝中線、三朝東郷線、倉吉福本線の4路線で実延長38.2kmである。これらの路線の改良率は、82.6%、舗装率98.9%であり、引き続き未改良区間の整備が必要である。

### 一般県道

一般県道は10路線、町内実延長51.1kmで、路線全体の改良率は70.2%、舗装率が97%で改良率、舗装率ともに整備が進んでいる。町内山間部地域を走る路線が多いことから、これらの路線整備は本町の過疎地域の活性化を図るうえで欠くことのできない重要な路線であり、沿道整備など常時良好な状態を保ち、引き続き改良促進に努める必要がある。

### 町道

町道は、幹線町道(1、2級町道)20路線、34.8km、一般町道263路線94.8km合計283路線129.7kmである。これらの整備状況は、改良済延長77.8km、改良率60%で舗装済延長109.4km、舗装率84.3%となっており、引き続き計画的に整備する必要がある。一方、冬期間の安全な生活道の確保対策として、除雪機械及び融雪装置の整備を図ることが必要である。

## イ．農林道の整備

### 農道

水田のほ場整備の進展によって、農道の整備も進み効率的な農作業体制が築かれ、省力化が図られたものの、耕作地を結ぶ連絡農道が未整備である。また、農業振興及び維持管理面において、農道未舗装部分の整備も必要である。

### 林道

本町は、広大な山林資源を有しており、これの有効活用は、本町の発展と林業振興を図るうえで、重要な課題となっている。しかし、林業の振興を図る上で大切な林道の整備は10.1m/haと低い状況にある。このため、素材生産、造林、保育施業等林業生産活動に支障をきたしており、早急に林道の整備を図ることが重要である。

## ウ．電気通信設備

平成16年に整備した光ファイバー設備によるケーブルテレビの普及、平成16年度から平成21年度にかけ整備した携帯電話基地局により、町内全域に高度な情報通信施設が完成し、安心安全な住民生活の確保にむけて大きく前進した。

しかし、町内全域にわたる緊急の情報伝達、広報広聴活動のため使用している三朝町農村情報連絡施設(昭和60年整備)が老朽化し、度重なる故障等により情報伝達に支障をき

たしている。災害等緊急時の対応に必要な不可欠な施設であることから、近年の予期せぬ災害にも対応し得る機能向上対策も検討しながら早急に整備する必要がある。

#### エ．地方バス路線の維持

本町における唯一の公共交通機関は路線バスである。この路線バスの利用も人口の減少と自家用車の普及により、大幅な減少を招き、現在では全 6 路線赤字となっている。

このため、運行回数の減、系統の整理、路線の一部オンデマンド化によって辛うじて維持している状況にある。しかし、高齢者、児童・生徒等自らの交通手段を持たない住民への福祉向上、定住化対策のほか、地域活性化を図るうえでも、公共交通の維持、確保が重要な課題である。

#### オ．地域間交流

近年、交通体系・通信手段の飛躍的な発達により、住民の日常生活や事業活動の範囲は著しく拡大してきている。また、住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化にともない、行政需要は複雑・多様化し、より高度で専門的になるなど、質的な向上とともに、幅広い対応が求められるようになっている。

過疎対策を効果的に推進するためには、従来にも増してソフト・ハード面での充実が不可欠であるため、インフラの整備に加え、ＩＪターン、地域活性化へと繋がる都市住民との交流イベントの推進、それに必要な人材育成などソフト・ハードのバランスのとれた推進が必要である。

## (2) その対策

### ア．幹線道路整備

#### 国道

482 号線の三朝町下西谷集落内道路拡幅等の改良促進を図るとともに、三朝町と蒜山 IC、湯原 IC 間を結ぶ岡山県側の道路の早期改良促進を強く要望する。

#### 主要地方道

最も交通量の多い鳥取鹿野倉吉線については、国道 9 号線のバイパス道でもあり、経済圏域・生活圏域として関連の強い倉吉市との連絡をスムーズにするため、継続して道路改良を要望する。また、他の路線についても町内奥部地域における重要路線であり、整備を要望する。

#### 一般県道

一般県道は、いずれの路線も広域的道路としての性格を有しているものの、現状では、通過路線となっていないのが現状である。特に町内奥部地域の振興を図る上で、広域道路

として改良を要望し、交通圏域の拡大をはかるとともに、主要地方道への格上げを要請する。

#### 町道

本町は昭和 28 年、町発足以来道路網の整備を常に重点施策として推進してきたが、今後も引き続き、定住の促進を図るため、未整備、未改良の道路整備を計画的に進めるとともに、橋梁の長寿命化を図るため補修を計画的に行う。

また、冬期間の安全な生活道の確保対策として、除雪機械及び融雪装置の整備も積極的に推進する。

### イ．農林道の整備

#### 農道

本町における農道は、水田ほ場整備に伴って整備が図られたところであるが、野菜作付け等の振興、さらには生活道路としての機能を果たしていることから、農道舗装の整備を推進する。

#### 林道

広大な緑の大地は、本町の貴重な財産である。この森林が保有する様々な資産を活用し、地域の活性化に結びつけていくため、林道網及び作業道の整備を推進する。

また、利用者の安全確保のため危険個所の改良を計画的に進める。

### ウ．電気通信設備

現在、利用している防災行政無線は、老朽化が進み度々故障する。災害等緊急時に対応したデジタル方式の無線施設の整備をはかり、災害等緊急時に万全を期するとともに、被害の減少や、未然に防ぐシステムについても万全を期する。

### エ．地方バス路線の維持

補助金の交付等による民間バス会社への協力要請を引き続き維持することも必要だが、バス会社への補助金額も毎年増えており、利便性の向上と利用者拡大のため、近隣市町村とも連携を図りながら公共交通の現状認識を行い、系統の見直しや町営バスの運行、さらに地域協議会・NPO等によるバス運行の支援といった様々な運行により、利便性の高い公共交通の見直しを検討する。

また、住民との利用促進のための方策を協働して取り組むこととする。

### オ．地域間交流

本町にある豊かな自然や温泉資源、三徳山をはじめとする特色ある歴史や文化、伝統芸能等を有効に活用し、参加・体験・学習・保養等多種多彩な都市部との交流メニュー - を行政、地域住民が協働で開発・提供し、移住定住の促進、地域の活性化を図る。

### (3) 計画

本計画において、交通通信体系その他の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流 の促進	(1) 町道 道路	実光神倉線 法面改良(10ヶ所)	町
		株湯線 道路改良 (L = 100m W = 4.0m)	町
	(1) 町道 橋梁	橋梁改良事業	町
	(2) 農道	小鹿農免農道 法面改良事業	町
	(3) 林道	林道若桜江府線 法面改良事業	町
		林道波関依原線 法面改良事業	町
		林道福吉木地山線 法面改良事業	町
		林道南三朝線 法面改良事業	町
		県営林道開設事業負担金 波関依原線 (L = 14,360m) L = 750m W = 5.0m	県
	(5) 電気通信施設等 情報化のための施設	防災行政無線整備(防災コミュニケーションシステム)	町
	(6) 自動車	過疎バス対策車両購入	町
	(8) 道路整備機械	除雪機械の整備(4t・6t車)	町
		スノーステーション整備	町
		歩道除雪機の整備(4台)	町

	(10) 過疎地域自立促進特別事業	<p>過疎バス対策事業</p> <p>内 容：地域、NPOなどが実施する新たな地域交通の取り組みに対し活動資金を援助する。</p> <p>必要性：年々増額する赤字バス路線補助金の抑制と公共交通の空白地域解消のため、活動の支援を行う必要がある。</p> <p>効 果：地域の特性にあった交通システムを構築することにより、公共交通の空白地域解消と地域住民の利便性の向上を図ることができる。</p>	町
--	-------------------	--	---

## 4 . 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア．住宅

本町の住宅事情は、持ち家率が84.8%とかなり高く、ほぼ満足できる状況だが、過疎化の進行に伴い空き家も増えている。県域においても空き家活用の取り組みや移住の問い合わせが近年増えてきつつあるものの、所有者の事情から進展しないのが現状である。

現在ある88戸の町営住宅へU・Iターン者による入居希望もあることから、今後ますます定住対策としての住宅供給が望まれる。

#### イ．水道施設

##### 上水道

水道事業は、健康で快適な町民生活を営むため欠くことのできない基幹事業であり、また産業活動を支える重要な役割を担い不断の給水サービスを提供することを基本的な責務とされている。

本町の上水道は昭和32年から共用を開始し、施設の拡張及び老朽管の計画的更新に努め、現在給水人口4,845人で年間配水量1,119ト、有収水量933トで有収率83%となっている。

今後、都市計画区域内では住宅の新築などにより水需要は増えてくることが予想されるため、これらの状況を踏まえて、日常はもちろんのこと、湯水、地震、台風などの自然災害、停電時等いかなる条件のもとでも給水が可能である順応力の高い施設づくりが重要となる。

##### 簡易水道

町民の生活環境を向上させるためには、生活飲料水の確保が最も重要な課題である。本町の簡易水道普及率は98%であり水道施設は、ほぼ整備されている。

しかし、一方で、昭和30年代から整備してきた簡易水道施設は老朽化が進んでおり、本

管の破裂等により日常生活に支障を来たす施設が出ていることから、既存施設の改良が急務となっている。

#### 下水処理施設

本町の下水道は、自然環境と生活環境の保全を目的として現在、流域下水道事業と農業集落排水事業等により、生活排水の対策が行われている。

処理区域から外れる世帯は、合併処理浄化槽整備を行う必要がある。

#### 廃棄物処理施設

ゴミ処理は、生活向上に比例して生ずる現代の大きな問題であり、常に「待ったなし」の対応をせまられている。

ゴミ処理については、大量消費、使い捨て時代を反映して、過疎である当地域においても収集量は増加する一方であり、ゴミの分別収集に取り組んでいる。三朝町ゴミゼロアクションプランを実行し、ゴミの減量化を進めるほか、リサイクルの意識を徹底させることが課題である。

#### 消防防災施設

本町は、広域にわたり集落が点在しており、立地条件が悪く消防水利の確保が困難となっている。また、山間部地域での若年団員の確保が問題となっていることから、今後は、消防防災力が低下しないよう配慮しながら、消防団の再編整備を検討し、全町的に機動力を高め、町民の生命財産を守ることが重要である。

## (2) その対策

### ア．住宅

ＵＪＩターン者及び後継者の定住と、住宅の安定供給を図るため、就業の場と合わせて賃貸借住宅の整備を促進する。また、住民の理解を深め、空き家の有効利用も検討し、近隣市町とも連携して地域内定住希望者への対応を図る。

### イ．水道施設

#### 上水道

年次的に老朽管の改良を実施し、常時給水というライフラインの構築に向けて、管網の整備を図ると同時に、保護水源の確保等常時安定供給の確立と管理の合理化を図る。

#### 簡易水道

施設の計画的な改良を図り、快適な生活環境と保健衛生の充実に期する。

### 下水処理施設

過疎化の進む山間部集落では、わずかな戸数が点在する現状で流域下水道を整備することは経済的にも効率が悪いことから、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽整備を推進し、衛生環境の充実を図る。

### 廃棄物処理施設

不燃ごみについては、資源ごみ等へのリサイクル・細分別を啓発しながら収集業務を行い、また、旅館などから排出される大量の生ごみについては自然への還元を柱とし、その堆肥化を推進する。生ゴミリサイクルプラントから製造される堆肥を活用し、環境と共生する三朝温泉の取り組みを支援する。

さらに天ぷら油など使用済みの家庭用食用油については、BDF 燃料に精製する施設の活用を進める。

### 消防防災施設

消防施設のうち、小型動力ポンプ、自動車ポンプについて耐用年数の経過しているものについては、順次更新を図るとともに、水利の不足している地域を重点に防火水槽の整備を進める。また、消防団の充実強化に努め、少子高齢化時代への対応として消防団OB、女性消防隊との協力体制を整えながら地域住民が一体となって、自主消防を含めた予防消防活動に努める。

住民の生活及び財産を守るため、予測不可能な災害時の連絡手段として使用する防災行政無線の整備を進める。

## (3) 計画

本計画において、生活環境その他の振興計画を次のとおり定める。

### 事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
生活環境の整備	(4) 消防施設	防火水槽等水利整備	町
		消防車両整備 消防積載車・小型動力ポンプ整備事業	町
		消防車両整備負担金	広域連合
		消防救急無線デジタル化事業負担金	広域連合
		消防緊急通信指令室建設事業負担金	広域連合
		消防緊急通信指令室装置整備事業負担金	広域連合

## 5 . 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### ( 1 ) 現況と問題点

#### ア . 高齢者福祉

近い将来、超高齢化社会が到来すると言われているわが国において、65 歳以上人口の割合は 17.4% (平成 17 年国勢調査) で、国民の 6 人に 1 人が 65 歳以上という状況にある。平成 26 年度には「戦後のベビーブーム世代」(団塊の世代)が高齢期を迎え世界でも前例のない高齢化社会を迎え、それに伴い高齢期のライフスタイルや福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎えると予想される。

本町においては、高齢化が急速に進んでおり、高齢化率は、平成 22 年度には 32%になり、5 年後の平成 27 年度には町民の 3 人に 1 人が 65 歳以上という状態になると推測される。

こうした状況のなか、多くの高齢者はできるだけ住み慣れた家庭や地域で健康でいきいきと暮らすことを願っており、このような希望に応えるためには、介護予防やリハビリテーションを重視し、要介護状態にならないように予防活動や健康づくりを推進することが大切である。

#### イ . 児童福祉

児童福祉は、児童のよりよい生活を実現するとともに、児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されることを理念としている。

本町の子どもを取り巻く現状は、両親、祖父母、兄弟姉妹で構成される家族や、集落を区域とした人たちが協力し合って子育てを行なってきた。それが、現在では核家族化の進行や、近所付き合いが希薄化したことにより、子育てに集中する親への負担が大きくなっている。

また、共働きの家庭が増え、孤独な子どもが増えている。

#### ウ . 障がい者福祉

身体障がい者・知的障がい者・障がい児を対象とした支援費制度では、利用者がサービスを選択・決定できるという制度に移行。また、平成 17 年 4 月には発達障害者支援法、さらには、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行により、これらの施策と地域生活支援として、町が自主的な施策を行うことが必要となった。

最近の障がい者施策は大きく変化し、障がい者の自立及び社会、経済、文化などのあらゆる分野への参加を促進することを目的として実施されていることから、地域福祉の実現を目指し、年齢や障がい種別等にかかわらず、サービスを受けながら安心して暮らせる地域づくりを推進していくことが大切である。

## エ．母子保健等

子どもが心身とも健やかに育つことは、まちづくりの基本でもある。

このため、母子手帳を取得して親の認識が始まる胎児期から、出生を経て健全な思春期を迎えるまで、子どもたちの健康づくりをすすめる「母子保健の推進」「小児医療の体制の整備」「不妊治療の正しい理解の推進」を図ることが必要である。

## (2) その対策

### ア．高齢者福祉対策

本町において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、各関係機関が連携し、高齢者の立場に立った総合的な介護予防施策の展開を図っていく必要がある。

そのため、三朝町地域包括支援センターを拠点として、高齢者の身体状況、日常生活動作への対応に止まらず、信頼関係の形成、ニーズ把握、自立意欲を維持できるような相談、情報の提供という内容を包括した生活支援と介護予防プログラムを組み合わせた事業を推進する。介護保険サービスでは、介護の必要の程度に応じた介護サービスを提供する。

さらに、介護・支援を必要とする高齢者や独り暮らし高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしが過ごせるよう、自宅から医療機関を送迎する「外出支援サービス事業」や高齢者の栄養管理と安否確認を兼ねた「配食サービス事業」など町内の福祉資源を活用した町独自の老人福祉サービスの充実を図る。

### イ．児童福祉対策

子育ての現状は、家庭の核家族化の進行により、子育て力が低下している。「地域の子は地域で育てる」という認識を地域が共有し、公的な支援サービスの充実を図る。中でも、「ファミリーサポート・センター事業」「放課後児童健全育成事業」「地域子育て支援センター事業」など各種事業を組み合わせた支援サービスを展開する。

また、児童福祉サービスの柱である、保育サービスについては、単に親の保育ニーズに迎合するのではなく、子育ての専門性を発揮し、保育所と保護者がともに育てるという視点に立ち、保護者への働きかけ、子どもたちの育成に努めることが求められている。現在は、どこの保育所でも入所可能となった広域入所制度のもと、「選ばれる保育所」となるようスキルアップと、地域と一体になった保育所サービスが求められている。

一方、老朽化が進行している保育所について改築や統廃合、幼保一元化の検討など将来を見据えた検討を行う。

### ウ．障がい福祉対策

本町では、新たな障害者ニーズに対応するとともに、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がいのある人も障がいのない人も共に社会で生活し、お互いが助け合う地

域社会の実現のため、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

## エ．母子等の健康確保及び増進

子どもたちの健康づくりを進める「母子保健の推進」「小児医療の体制の整備」「不妊治療の正しい理解の推進」を図る。

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境を作ると共に、各関係機関と連携しての積極的な取り組みを展開する。

また、子育て期間の経済的負担を軽減し、安心して育てる仕組みづくりへの支援体制を検討する。

## (3) 計画

本計画において、高齢者・児童・障がい者福祉等の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 児童福祉施設 保育園	町立保育園改築 (三朝保育園・東保育園・竹田保育園)	町
	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	外出支援サービス事業 内 容：介護・支援を必要とする者に対し、自宅から医療機関を送迎するサービスを社会福祉法人等に委託する。 必要性：今後、増加が予想される介護、独居の高齢者。その高齢者からの要請が多いサービスとして病院送迎を行う必要がある。 効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことできる町へつながり、里部集落への人口の流出を防ぐ	町

## 6 . 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本町の主な医療機関としては、岡山大学病院三朝医療センターと中部医師会立三朝温泉病院の 2 つの病院がある。岡山大学病院三朝医療センターでは、内科系が主体の 60 床を有し、特徴的な温泉医療など温泉を活用した健康支援と予防医療を推進され、中部医師会立三朝温泉病院では、内科系、整形外科、リハビリテーション治療が行われるほか、一般病棟 89 床、療養型病床 109 床で医療サービスが提供されている。その他に内科系開業医、歯科医院がそれぞれ 2 院あり、家庭医としての役割を担っている。

本町は、約 233.46k m<sup>2</sup>にも及ぶ広大な面積を有し、64 の集落が谷間に点在する立地条件のため、特に高齢者の多い奥部集落では、医療機関との距離があることから、通院のための交通手段、救急体制といったソフト面での対策とハード面においては、老朽化した病院施設の整備が大きな課題である。

## (2) その対策

地域医療の推進のため、医療機関と連携した予防医療と病気の早期発見に努めることが必要であり、健康診断受診率の向上、フォローアップ体制に努めるほか、町保健師と医師との連携や新たな疾病への対応などへの情報交換を図るなど、適切な指導體制を確立する。さらに、地域住民の総合的な健康の保持増進のため、医療機関と連携した事業を展開していく。

医療体制については、大学病院及び医師会等との連携をはかり、医師の確保に努める。

奥部地域の医療対策については、生活交通の確保や交通空白地域の解消など、地域と協働して、高齢者が安心して暮らせる方策を講じる。

町民の健康増進や相談体制を充実し、心身ともに健康な体づくりを推進するため、推進拠点として、将来、健康センターの独立を検討する。

## 7. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

学校教育においては、学力向上と部活動の活発化をねらいとした文部(ブンブ)向上計画を基本計画として、本町の豊かな自然環境と長年受け継がれてきた産業を体験し、ふるさとへの愛着を育む学習を、学校と地域が連携し取り組むことで、地域の将来を担う人間性豊かな子ども達の育成を図る。また、国際社会への理解を深めるため特色ある教育施策によって、国際理解及び語学修得などの教育に取り組む必要がある。

#### ア. 小学校

本町の小学校は現在 3 校あり、児童数が減少傾向にあるが、その中で、教育環境の整備を図るため、30 人学級体制や複式学級解消のための人員を配置している。

校舎等の施設は、施設の適正な整備改善に努めるほか、ICT(情報通信技術)教育のための整備、学校耐震化を全校において行なっているが、校舎等については、全校とも、部分的な改修に留まっており、全体の整備計画を立案する必要がある。なお、学校施設の整備については、山のまちを意識し、県産材の活用を積極的に進める。

地域の中で、伸び伸びと育ち、学ぶ環境づくりを図り、心の教育と健康な体をつくり 21 世紀をたくましく生きる子どもを育てる。

## イ．中学校

中学校は、昭和 36 年に 5 校あったものを現在の 1 校としている。校舎は平成 19 年に耐震工事と大規模改修を実施している。全町を通学区域とするため、公共交通機関等や冬季の安全対策には万全を期し、安心して勉強ができる施設環境の整備を進めている。

トライワーク（職場体験学習）や、地域のボランティア活動、交流の輪を広げる活動に取り組み、自ら学び、自ら考える力や社会の変化に主体的に対応できる能力を育て、心豊かにたくましく生きる生徒を育てる教育を目標とする。

## ウ．社会教育

三朝町教育ビジョンの具体化に向け、「やさしく たくましい 三朝の子どもを育てる」との基本理念のもと、家庭、学校、行政、地域がそれぞれの役割を果たしながら、社会教育の推進に取り組んでいる。

社会教育施設の整備では、地域協議会の拠点となす地区公民館は、住民活動の場として、重要な役割を果たしてきた。過疎、少子高齢化に対応した地域を形成するためには、活動の拠点「地域の城」が重要な役割を担うことになり、未整備の 2 地域における拠点施設の整備が急がれるとともに、既存施設については青年、女性、子どもなど各層のニーズやユニバーサルデザインへの対策を考慮した施設整備の検討を行う必要がある。

図書館は、開館から 20 年を経過し図書貸し出し数は、県内においてトップクラスを維持し、高齢化の進む奥部集落へは、移動図書館車による巡回型のサービスを展開している。町外からの利用も多く県や市町村とのネットワーク化によって広域的図書貸し出しシステムを導入するなど住民サービスの向上が図られている。

## エ．社会体育

陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館、武道館が整備され、中学校との併用により活用されているほか、総合スポーツセンターや地域の体育館も地域スポーツ、都市との交流施設として多様な活用が図られている。野球場をはじめとする屋外運動施設やトレーニングセンターなどの屋内体育施設は、建設から年数が経過しており、大規模な整備を行う必要がある。

## （２）その対策

文部（ブンブ）向上計画を推進し、人と郷土を愛する子ども、自主・自律の心をもつ子ども、夢と希望を持つ子どもを、本町の目指す子どもの姿として、家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を果たすことで、元気な「みささっ子」を育てる。

#### ア．小学校

小学校校舎の改築については、将来の人口推計をもとに、子どもにとって最も良い教育環境と教育効果をどのように確保していくかという視点を基礎として、地域の将来像との整合性を検討する中で、今後の町全体の財政見通しを明確にしながら、第 10 次総合計画の期間（平成 23 年度～32 年度）において具体的な方針と整備計画を策定する。

#### イ．中学校

耐震と大規模改修による一体整備を完了し、ICT（情報通信技術）環境の整備、地上デジタル放送への対応等、学習環境については整備がなされてきたが、一方で体育施設については、武道館、プールや運動部活動のための運動場等は、町の施設を使用している。これらも老朽化が著しいことから、年次的な整備事業を検討する。

生徒が都市や国際交流によって、次世代に活躍する人材を育成する。今後、グローバル化が急速に進む中で、過疎地域であっても都市に劣らない国際人を育成する環境づくりに取り組む。

#### ウ．社会教育・体育施設

地域協議会の活動、地域文化の伝承や青少年、女性、子どもなど各層の活動の拠点となる地域の拠点施設を整備、改築し充実した運営を目指す。

また、コミュニティーの場として利用の多い社会体育施設の整備も計画的に進める。

### (3) 計画

本計画において、教育の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	西小学校施設整備事業	町
	(3) 集会施設、体育 施設等	賀茂地域拠点活動施設整備（子育てセンター併用）	町
		みささ村地域拠点活動施設整備（子育てセンター併用）	町
		社会体育施設整備（武道館・野球場・トレセン・テニスコート・町民プール・陸上競技場・多目的スポーツ広場）	町
		三朝町総合スポーツセンター施設整備（耐震化）	町
(4) 過疎地域自立促進特別事業	国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・バン町を始め、台湾石岡郷との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中において、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。	町	

## 8 . 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

平成 7 年に建設された三朝町総合文化ホールは、生涯学習、地域の文化芸術振興の拠点である。住民が音楽や芸能を享受し創作する機会を提供するとともに、郷土芸能の保存、短歌、俳句、民謡等の活動や、児童生徒の発表の場として、活用されている。

一方で、利用者の高齢化等も相まって、若年層の地域文化活動への参画が弱まっており、人材育成と文化の伝承のための施策を講じる必要がある。

また、町内には国の登録無形民俗文化財に指定されたジンショを始めとする伝統文化があり、保存、伝承の取り組みが必要である。中でも三徳山は、世界遺産登録に向けて活動を展開中であり、調査研究、保存管理活用、情報発信をさらに進めていく必要がある。

## (2) その対策

三徳山については、世界遺産登録を目指して、その顕著な普遍的価値の証明のための調査、研究を進めて行く。また、引き続き積極的な情報発信や地域の文化振興に取り組むとともに、文化活動の指導者、郷土芸能等の伝承を推進し、地域文化の振興のための支援を継続する。

また、総合文化ホールの運営については、地域に根ざした拠点づくりも検討に加え、地域の法人等による指定管理の手段も検討する。

## (3) 計画

本計画において、地域文化の振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	世界遺産登録運動支援 内 容：世界遺産登録を目指す三徳山。その登録運動に向けた活動に対し支援を行う。 必要性：貴重な文化遺産である国宝投入堂等を保存し、後世に伝えるため、その手段の1つとして世界遺産登録を目指す。 効 果：三徳山が世界的に価値のある遺産として証明され、誇れる地域の文化遺産として、保全と活用運動の輪がさらに広がる。	町

## 9 . 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町の集落は 64 集落があり三つの谷間に沿って集落が点在している。特に山間奥部にあるおよそ 3 分の 1 の集落は、高齢化が著しく、集落の維持も困難となり、主要産業であった農業も自給のための規模程度となるなど、多くの田畑、山林が荒廃してきている。

交通ネットワークも、交通空白集落が 9 つあるほか、このままでは更に増加する心配があり、高齢者の医療環境や生活維持に大きな課題となっており、ひいては集落の崩壊すら懸念されるところである。

## (2) その対策

集落整備にあたっては、引き続き道路等生活基盤の整備、集会施設の整備、防犯対策等安心、安全のための支援を行うほか、地域を範囲とした集落の相互支援体制を検討していく必要がある。

## (3) 計画

本計画において、集落の整備計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
集落の整備	(3) その他	集落活性化補助	町

## 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

本町は、交流立町の確立を目指し、交通通信や河川等のインフラ整備を重点的に進めるとともに、地域協議会を主体とした住民活動、文化、生涯学習活動を推進し、地域力の向上に取り組んできた。

その一方で、地域の活力を向上させるためには、子どもから若者層を中心として、人材の育成は、町の将来を占う重要な課題である。また、世界に誇るラジウム温泉と農林業を資源とした産業の連携は、長年目指してきたものであり、続いてたゆまぬ研究と努力が求められる。多様な消費者ニーズと新たな産業振興のため、熟年従事者の活用や担い手の育成を図る施策を講じる必要がある。

さらに、グローバル化の時代に適応できる国際感覚豊かな人材を育成し、インフラ整備と同様に価値観をもって、都市に劣らない過疎地域での輝く人づくりの確立が求められている。

### (2) その対策

都市に劣らない魅力ある過疎地域の自立を図るため、交流による地域の魅力を再発見し創造することで、観光、農林業の産業や、教育、人づくりのための施策と体制づくり、さらに、町や観光商工、農林業団体、大学等の産官学金学が連携し、地域の自立に向けて、世界にひかり輝くまちづくりを推進する。

### (3) 計画

本計画において、地域の自立促進に関し必要な振興計画を次のとおり定める。

事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
その他地域の自立促進 に関し必要な事項	過疎地域自立促進特 別事業	<p>地域・集落協働活性化事業</p> <p>内 容：広域的な地域運営組織が抱える 様々な問題の解決や地域振興 を目的とした活動に対し支援 を行う。</p> <p>必要性：高齢化を進む中山間地域にお いて、集落単体の自治活動が 困難な状況にある。広域的な 地域連携により地域、集落の 抱える問題解決と地域活性化 を図る必要がある。</p> <p>効 果：地域が抱える様々な問題解決、 地域振興事業を行うことによ り活力ある地域をつくること ができる。</p>	町

事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>三朝町次世代農業担い手育成事業</p> <p>内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させるため、意欲ある新規参入者を育成するための農業塾を開設する。</p> <p>必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・販売活動を通じて衰退する地域の活性化につなげる。</p> <p>効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と荒廃農地対策を図ることができる。</p>	町
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	<p>過疎バス対策事業</p> <p>内 容：地域、NPOなどが実施する新たな地域交通の取り組みに対し活動資金を援助する。</p> <p>必要性：年々増額する赤字バス路線補助金の抑制と公共交通の空白地域解消のため、活動の支援を行う必要がある。</p> <p>効 果：地域の特性にあった交通システムを構築することにより、公共交通の空白地域解消と地域住民の利便性の向上を図ることができる。</p>	町
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>外出支援サービス事業</p> <p>内 容：介護・支援を必要とする者に対し、自宅から医療機関を送迎するサービスを社会福祉法人等に委託する。</p> <p>必要性：今後、増加が予想される介護、独居の高齢者。その高齢者からの要請が多いサービスとして病院送迎を行う必要がある。</p> <p>効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことできる町へとつながり、里部集落への人口の流出を防ぐ</p>	町

教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>国際感覚豊かな地域人材育成事業</p> <p>内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・バン町を始め、台湾石岡郷との派遣交流事業を行う。</p> <p>必要性：グローバル化が急速に進む中であって、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。</p> <p>効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。</p>	町
地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>世界遺産登録運動支援</p> <p>内 容：世界遺産登録を目指す三徳山。その登録運動に向けた活動に対し支援を行う。</p> <p>必要性：貴重な文化遺産である国宝投入堂等を保存し、後世に伝えるため、その手段の1つとして世界遺産登録を目指す。</p> <p>効 果：三徳山が世界的に価値のある遺産として証明され、誇れる地域の文化遺産として、保全と活用運動の輪がさらに広がる。</p>	町
その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	<p>地域・集落協働活性化事業</p> <p>内 容：広域的な地域運営組織が抱える様々な問題の解決や地域振興を目的とした活動に対し支援を行う。</p> <p>必要性：高齢化を進む中山間地域において、集落単体の自治活動が困難な状況にある。広域的な地域連携により地域、集落の抱える問題解決と地域活性化を図る必要がある。</p> <p>効 果：地域が抱える様々な問題解決、地域振興事業を行うことにより活力ある地域をつくることができる。</p>	町